

## 平成26年西東京市教育委員会第12回定例会会議録

- 1 日 時 平成26年12月16日（火）  
開会 午後2時00分 閉会 午後3時34分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格  
委員長職務代理者 宮 田 清 藏  
委 員 森 本 寛 子  
委 員 高 橋 ますみ  
委 員 米 森 修 一  
教 育 長 江 藤 巧
- 5 出席職員 教 育 部 長 櫻 井 勉  
教育部特命担当部長 坂 本 眞 実  
教育企画課長 早 川 礼 成  
学校運営課長 宮 坂 哲 史  
教育指導課長 田 中 稔  
教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 内 田 辰 彦  
指 導 主 事 宮 本 尚 登  
教育支援課長 渡 部 昭 司  
教育部副参与兼社会教育課長 山 本 一 彦  
図 書 館 長 奈 良 登喜江
- 6 事務局 教育企画課課長補佐 岡 本 範 子  
教育企画課企画調整係長 倉 本 直 子
- 7 傍聴人 1人

平成 26 年西東京市教育委員会第 12 回定例会議事日程

日 時 平成 26 年 12 月 16 日（火） 午後 2 時から  
場 所 防災センター 6 階 講座室 2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第 40 号 西東京市公立学校職員に関する措置等について
- 第 3 報 告 事 項
  - (1) 平成 26 年西東京市議会第 4 回定例会報告（教育関係）
  - (2) 平成 26 年度東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）の受賞について（報告）
  - (3) 市立小・中学校における児童虐待の未然防止に関わる取組等の状況について
  - (4) 西東京市図書館基本計画・展望計画（計画期間：平成 21 年度～平成 30 年度）施策事業の中間報告に関する事業評価について（報告）
- 第 4 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成26年第12回定例会  
(12月16日)

午 後 2 時 04 分 開 会

議事の経過

○竹尾委員長 ただいまから平成26年西東京市教育委員会第12回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は宮田委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。それでは、本日は宮田委員にお願いいたします。

---

○竹尾委員長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第2 議案第40号 西東京市公立学校職員に関する措置等については、個人情報に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第4 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹尾委員長 御異議ないようですので、ただいまの案件につきましては秘密会で扱うことに決定いたしました。

---

○竹尾委員長 日程第3 報告事項に入ります。

質疑は後ほど一括して行いますので、順次説明をお願いいたします。

まず、(1)平成26年西東京市議会第4回定例会報告(教育関係)、を議題といたします。

○櫻井教育部長 それでは、平成26年西東京市議会第4回定例会報告(教育関係)に関しまして報告いたします。

平成26年市議会第4回定例会は11月14日から12月1日まで開催されました。

はじめに、条例につきましては、今回、教育委員会関係はございませんでした。

請願・陳情につきましては、教育に関する情報公開を求める陳情が1件ございまして、結果として不採択となっております。

続きまして、一般質問でございますが、11月17日から20日までの4日間行われました。教育関係では、5会派、21名の議員から質問がございました。

主な内容でございますが、今回の定例会では、小規模小学校の統廃合についての質問を多くいただきました。さらに、都市計画道路工事における通学路の安全確保、下野谷遺跡、学校給食の検証、公民館のあり方と適正配置、学校施設の大規模改修、特別教室へのエアコンの設置、各学校のトイレの清掃状況等についての質問をいただいております。

詳細につきましては、後ほどお手元の資料を御参照願います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○竹尾委員長 次に、平成26年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)の受賞について(報告)、を議題といたします。

○宮坂学校運営課長 それでは、私からは、平成26年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)の受賞について報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

平成26年度東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）についてでございます。

こちらは、学校保健・学校安全及び学校給食の指導・運営等を通して、優れた功績がある学校関係者、学校関係団体及び組織的・計画的に幼児・児童・生徒の健康づくりに取り組む学校を東京都教育委員会が表彰するものでございます。

学校給食分野における推薦の要件といたしましては、推薦委員会の審査を経て区市町村教育委員会が推薦することとされております。今年度は、本市における食育の指導に関する功績を評価し、西東京市立田無小学校を推薦いたしました。同分野につきましては、学校の部として、健康づくり優秀学校が1校、健康づくり優良学校が1校の合計2校が表彰されております。西東京市からは、健康づくり優秀学校として同小学校が表彰されたものでございます。

なお、表彰式につきましては、平成26年11月27日に東京都庁内において開催され、同小学校、宍戸鈴子校長が登壇し、表彰状を授与されました。

私からの報告は以上でございます。

- 竹尾委員長 次に、市立小・中学校における児童虐待の未然防止に関わる取組等の状況について、を議題といたします。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 市立小・中学校における児童虐待の未然防止に関わる取組等の状況について報告いたします。

調査の目的は、（1）児童虐待の未然防止に向け、現在の市立学校の取組状況を再検証する。（2）児童虐待にかかわる学校と関係機関との連携・協力等の現状を再検証する。（3）この検証結果を教育委員会や学校における未然防止策に反映させること、としております。

調査の方法でございますが、各学校への質問紙調査等により回答していただきました。また、詳しい部分は、学校への電話での聞き取りを行い、そのほかに教育指導課、教育支援課への相談記録等の集約を行いました。

調査期間は平成26年8月20日から11月20日までとなります。

調査項目は御覧の内容となっております。

調査の結果の概要となります。（1）各学校における児童虐待にかかわる研修の実施状況でございますが、平成25年度は、小学校で年間平均1.4回、中学校で年間平均2.0回でした。平成26年度は、予定も含めると、小学校で年間平均2.0回、中学校で年間平均2.5回でした。いずれも東京都教育委員会が作成した児童虐待研修セットを活用して実施をしております。

裏面を御覧ください。

次に、（2）各学校における虐待対応を担う組織等の状況でございますが、全校で虐待に関する情報を管理職に報告し、職員会議や生活指導部会等により教員間の情報共有を図っております。児童虐待について専門に対応する組織は、平成26年9月に小学校1校のみで設置されている状況です。対応の教員を決めている学校は22校（78.5%）であり、特に決めていない学校は6校（21.5%）となっております。虐待に対応する主な職員は、生活指導主任が16校（57.1%）で、養護教諭は7校、特別支援コーディネーターは5校、その他、保健主任、学年主任等となっております。

(3) 小学校と中学校（就学前教育施設と小学校）との児童虐待にかかわる連携等の状況でございますが、全ての小学校は、生活指導上の配慮事項として児童虐待と認知される情報については中学校に伝えております。また、幼稚園などの就学前教育施設から小学校への連携については、特に大勢の園児が入学する園などとは教員が直接会うなどして情報交換を行い、そこから情報が入ることもございます。

(4) 各学校の保護者・地域との連携の状況や保護者・地域への啓発活動の実施状況でございますが、家庭への啓発を行っている学校は22校（78.5%）でございます。啓発の具体的な取組として、都や市からの配布物を活用して保護者会等で周知することや、学校便り等を活用すること、虐待防止標語を募集することなどが挙げられております。

(5) 各学校から教育委員会への児童虐待にかかわる相談等の状況でございますが、教育指導課への相談件数は、平成24年度は小学校2件、中学校1件の3件で、平成25年度は小学校4件、中学校2件の6件、本年度は11月現在で小学校31件、中学校13件の44件となっております。8月以降の増加は、子ども家庭支援センターへ報告した場合、必ず教育指導課にもあわせて報告する通知をしたことによるものと考えられます。

教育支援課への緊急・臨時相談としての主訴が虐待・親子に関するものの件数は、平成24年度は小学校22件、中学校5件の27件、平成25年度は小学校8件、中学校4件の12件、本年度は11月現在で小学校11件、中学校11件の22件となっております。また、平成25年度から始めました市の臨床心理士による小学校巡回相談での虐待・親子に関するものの件数は、平成25年度が15件、平成26年度が5件となっております。

次の③の「学校が教育指導課に対して感じていること」は、「教育指導課に連絡したことが教育支援課と情報共有されているかが不明である」こと、「いじめなどについては迷わず連絡するが、児童虐待については伝えるべきか判断に迷うことがある」ことが挙がっております。

同様に、④の教育支援課に対して感じていることは、「虐待に係る子どもに対してカウンセリング等を依頼する時には連絡する」、「虐待について、教育支援課から意見を聞くことは多い」ことが挙げられております。

(6) 各学校と関係機関との児童虐待にかかわる連携等の状況についてでございますが、子ども家庭支援センター、児童相談所との連携に関わる主な内容といたしましては、「児童虐待の情報については疑いのある情報の相談を含めて即時に連絡するようにしている」、「夜間や休日等には子ども家庭支援センターに連絡できないため、その時は直接児童相談所に連絡している」、「子ども家庭支援センターに連絡・相談した後、学校としてどのように対応したらよいか不安に感じることもある」、「児童虐待の通告が学校からの通告であると分かった場合、その後の保護者と学校の関係が悪くなることを懸念している」などが挙げられています。

民生委員、主任児童委員との連携に関わる主な内容といたしましては、「年1回の情報交換会の中で、虐待事案についても情報提供に心掛けている」、「日常的な情報交換の機会が無いため、即時の対応については相談していない」、「民生委員、主任児童委員に情報提供をした後の対応や、その後の情報交換が十分でないと感じる」などが挙げられています。

要保護児童対策地域協議会との連携については、子ども家庭支援センターに虐待の連絡をした後、子ども家庭支援センターからの依頼でケース会議等に管理職・職員等が参加しています。

6、調査の考察といたしましては、(1)学校は児童虐待について管理職に報告し、情報を教員間で共有するなど組織的な対応を図っている。ただし、一部学校では担当教員を決めず、決めている場合でも複数の教員が位置付けられていて一本化されていない。また、児童虐待について専門に対応する組織がない。そのため、児童虐待について専門的に取り扱う組織を作り担当者を決めることが必要である。

(2)学校は児童虐待防止について、保護者会や学校便り等を活用して保護者への啓発を行っている。しかし、虐待の相談を受けたり、対応したりするための窓口が明確ではない。

(3)学校は児童虐待に関する情報提供を地域から受けることがある。しかし、学校が知り得た情報を共有する機会がない。そこで、守秘義務があり児童虐待の情報共有が図れる機会を作る必要がある。

(4)学校は児童虐待に関する情報を得ることはあるが、虐待を専門に対応する機関ではない。そのため、子ども家庭支援センターや児童相談所に報告はするが、その後の対応として、学校がどのように家庭に働きかけていくのかについて十分に周知されていない。子ども家庭支援センター、要保護児童対策地域協議会と学校の役割分担を明確にしていく必要がある。

(5)学校は教育委員会とは児童虐待についてこれまでも報告・相談するなど連携を図ってきた。しかし、報告の様式が明確でなかったため、子ども家庭支援センターに相談した内容を全て教育委員会に報告してはいなかった。報告様式を明確にしたことで、報告の仕方が整理された。

7、今後の対策の方向性です。(1)学校は、定期的にアンケート調査や面談を行い、子どもの声が届く仕組みを作る。

(2)学校は、生活指導主任等を虐待対応の担当とする。さらに組織的に対応するための校内組織を作って、定期的に児童虐待に係る情報共有と事案発生した場合の組織的な対応を図る。

(3)学校は、要保護児童対策地域協議会の一員であることを再認識し、児童虐待については、子ども家庭支援センターとの対応だけでなく、要保護児童対策地域協議会の仕組みを生かした対応を図る。

(4)学校は児童虐待防止について、守秘義務のある民生委員・主任児童委員等と連携し、学校が知り得た情報を定期的に共有していく。

(5)教育委員会は、教員の児童虐待に対する意識を一定の水準以上に保つため、毎年定期的な教員研修を実施するとともに、職層に応じた教員研修の中でも児童虐待防止に関する研修を実施していく。

(6)教育委員会は、校内における児童虐待防止研修について、教材等の情報提供を図るなどの校内研修の実施について支援を継続していく。

(7)教育委員会は、児童虐待に関する子どものサインや教員の小さな気付きを学校全体

で共有する仕組みを校務支援システムの中に構築し、校内における未然防止策の充実を図る。

(8) 教育委員会は、学校からの報告を教育指導課、教育支援課で必ず情報共有し、学校に対して適切な支援を行う。また、集約した情報を分析して未然防止や組織的な対応のための指導に活かし、学校に情報の還元を図る。

(9) 教育委員会は、学校からの報告について指導・助言を行い、学校が関係機関と連携した対応を継続していけるよう支援する。

(10) 教育委員会は、教員が子どもとの関係性を高め、子どもの小さな変化に気付くことができる力を高めるための教員研修（仮称 西東京プログラム）を開発し実施していく。

報告は以上でございます。

○竹尾委員長 次に、西東京市図書館基本計画・展望計画（計画期間：平成21年度～平成30年度）施策事業の中間報告に関する事業評価について（報告）、を議題といたします。

○奈良図書館長 西東京市図書館基本計画・展望計画施策事業の中間報告に関する事業評価を行いましたので、報告させていただきます。

本計画は、長期的視野に立った計画的・安定的な図書館運営を進めていくため、市総合計画及び教育計画に基づき、平成21年度から10年間を計画期間とした計画を平成21年3月に策定いたしました。10年の計画期間のうち、前期5年を基本計画、後期5年を展望計画とし、中間年度に当たる平成25年度から平成26年度にかけ事業評価を行い、後期の計画事業に反映していく予定です。

本計画は、I章総論、II章事業計画、III章職員組織計画、IV章施設計画の4章で構成されておりますが、市の計画や基本的な考えをお示ししたI章の総論と、公共施設適正計画について記述したIV章の施設計画については評価の対象から除外しております。

評価の方法は、一次評価を図書館の各担当が行い、二次評価については図書館協議会にお願いいたしました。

評価の内容は、図書館協議会の評価を中心に説明いたします。

1 ページ目をお願いいたします。

II 事業計画、II-1 資料計画につきましては、1 ページから6 ページにわたり、各分野の資料に関する事業がありますが、資料計画全体の評価として、多様な市民ニーズに応え、利用者が抱える課題を解決するために必要な資料と情報を収集し、提供するため、厳しい財政事情の中でも資料費の維持に努めているとの評価をいただきました。

恐れ入ります、4 ページ目をお願いいたします。

6 の地域・行政資料につきましては、重点事業として永久保存する資料の電子化を進めていますが、資料の整備・充実の取組について、十分その成果があらわれていると評価されました。

恐れ入りますが、5 ページ目をお願いいたします。

7、音声資料、点字資料等につきましては、「広報西東京」のデジタイ化が利用者から高い評価をもらっております。

恐れ入りますが、6 ページ目をお願いいたします。

II-2 サービス計画ですが、II-2-1 成人サービスにつきましては、市民の課題解決を



支援するための資料と情報を、現在の対象をさらに拡大し、子育て世代、青年層、主婦層、外国人を対象とした新たなサービスの展開を期待するとの御意見をいただきました。

恐れ入ります、7ページ目をお願いいたします。

Ⅱ-2-2 児童サービスにつきましては、8ページ目をお願いいたします、協議会のコメントとして、図書館で養成しているおはなし会ボランティアの役割を明確にし、ボランティア意識を高めること、また、従来より図書館の活動に御協力いただいているボランティア団体との調整を含め、図書館側のイニシアティブのもとで進めるよう指摘されています。

恐れ入りますが、9ページをお願いいたします。

Ⅱ-2-3 レファレンスサービスにつきましては、国立国会図書館のレファレンス事例データベースへの参加、Webでのレファレンス受付など、積極的な取組へ高い評価をいただきましたが、これからの取組として、利用者からの要望が高い図書館利用法やレファレンスに関する講座を開催し、利用の促進を図るよう提案されました。

恐れ入りますが、10ページをお願いいたします。

Ⅱ-2-4 地域・行政資料サービスにつきましては、市内の関係機関との連携が進んでいることは評価されましたが、本サービスの周知が不足していると思われ、周知徹底を図り、協力を得られるよう努力するようとの指摘がありました。

恐れ入りますが、11ページをお願いいたします。

Ⅲの職員組織計画につきましては、同規模自治体の上位の図書館サービスを実施していること、また、司書資格保有率は全国平均を上回っていることを評価いただきました。

恐れ入りますが、12ページをお願いいたします。

Ⅲ-4 研修計画につきましては、平成24年度から第3金曜日を職員研修日として職員及び嘱託員の研修を実施していますが、協議会からは、年度の計画を立て、定期的を実施し、研修成果の上がる内容の工夫をするよう、助言いただきました。

恐れ入りますが、13ページをお願いいたします。

Ⅲ-5 意識改革につきましては、各職員が担当業務の専門性を持ち、研さんすることは評価いただきましたが、さらに視野を広げるように意識し、取り組むよう、御意見をいただきました。

本計画の評価の結果は、図書館ホームページ及び図書館だよりに公表いたします。

報告は以上でございます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。一括して質疑を受けます。

○森本委員 まず、議会報告の中にもありましたけれども、避難所運営協議会について、こちらのほうで、学校が主体となって進めていくようなことで、各マニュアルづくりとかをやっていくと、取組に差があるので、その辺を校長先生とかを主体としてやっていくというふうに書いてあるんですけども、ちょっと基本的なことなんですけど、避難所運営協議会というのは、もともと主体となるべきは、危機管理室がやるべきことなんじゃないかな。

○早川教育企画課長 避難所運営協議会は教育委員会のほうで主体的に地域の方に働きかけをして設置した経緯がございます。

○森本委員 もちろん、それはそれで、場所としては学校なので、学校がというのはわかるん

ですけれども、学校はとても大変なのに、そこまで負わせていくのは——いろいろな組織の上に、避難所運営協議会も校長先生が仕切っていかなければいけないというのはとても大変なことではないかと思うんです。そこは本来、やはり危機管理室が主導権を持って、それこそ、対応マニュアルにしても、危機管理室のほうで全てを把握して、ここではこういうことをやっていますというような情報提供も、本来、危機管理室がすべきことではないかと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

- 早川教育企画課長 現在、避難所運営協議会は各学校に設置されておりまして、その中のメンバーに危機管理室の職員が入っております。そして、避難所運営協議会の中で協議される防災などに関する情報提供は基本的に危機管理室が行っております。ですので、学校側でみずから情報を集めるのではなくて、西東京市の防災に関する基礎的な資料ですとか考え方、方向性、こういった部分の説明であるとか、協議に必要な資料の提供、それから、各学校がつくるマニュアルのベースになる部分についての情報提供は、全て危機管理室が行っております。そういう意味では、かなり各学校の協議会の基本的な活動の部分に深いところで危機管理室に関わってもらっているのが現状でございます。
- 森本委員 それでも取組に差が出てしまっているということは何が原因なんでしょうか。
- 早川教育企画課長 例えば防災訓練などを積極的に行っている学校などの場合では、その活動の中に避難所運営協議会の開催をあわせて同時に行っている場合ですと、かなり開催回数が増えたりですとか、あとは、避難所運営協議会だけではない会議を開催するときに、あわせてそのメンバーを集めている場合なども開催回数に含めているところもございますので、そういったカウントの仕方などにも若干差異がございます。
- 森本委員 できるだけ学校の先生方にあまり負担がかからないような形でやっていけるといいのかなと思うので、そのあたり、もう少し危機管理室のほうでそういうところのイニシアティブをとっていただけるとよいのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 早川教育企画課長 危機管理室の職員が全部の学校のほうに参加しておりますので、御意見を伝えてまいりたいと考えます。
- 森本委員 公民館のあり方・適正配置等についての中で、ひばりが丘公民館と谷戸公民館の一体的な運営などをして、あと、中央館の企画調整力を向上させるというふうに書いてあるんですけれども、こうすることによって効率的になるということだと思っておりますけれども、ここを一緒にしていくこととか、あと、中央館の機能を向上させることによって、今までと比べてどう効率化していくのかということがよくわからないんですが、ちょっと教えていただけますでしょうか。
- 坂本特命担当部長 申し訳ありません、今日はちょっと公民館長が欠席をしておりますので、私のほうから答えさせていただきたいと思えます。

こちらにつきましては、まず、この間の課題として、記載もありますけれども、各地区館もありますけれども、なかなか公民館全体で連携がうまくとりにくい。基本的にはもちろん自主的な事業が多いですけれども、各地区館主催の事業がありますが、なかなかそれが西東京市の公民館としてというところの連携が弱い。そうすると、公民館は6館あっても、総合力として、その部分のサービス提供がなかなか充実していないのではないかというところか

ら、そのあたりをコーディネートする役割を担う部分を強化したほうがいいだろうと。企画調整力というのがまさにそうなんですけれども、独立を旨としていながらも、何らかの形で総合的な力で、例えばリレー方式で開催するとかを含めて、やはりもう少し全体で企画調整をしながら、全体の社会教育力を向上させていくべきだという発想から、一定程度、そういう企画調整を担う人材を中央館に配置したい。ただ、一方で、教育に限らず、全庁的に人的資源は限られている中で、どこかからそれを集約という形で移動させるという形で、今回出てきたのが、一つは近接ということもありますので、谷戸とひばりが丘の公民館のいずれかから、少し人材を中央館のほうに移動させて、もう少し全体のコーディネートをさせる機能を強化したいという発想で、今、いろいろ検討しているところでございます。それによって、企画調整以外にも、一部、中央館として、例えば地区館の管理運営の部分で一体的にもし管理ができる部分があれば、それをもって効率化もあわせて図っていきたいと考えているところでございます。

- 森本委員 まず、中央館については、要するに、今まで各公民館が単独で企画していたいろいろなことを中央館のほうである程度集約して、全体としてこういう事業をやりましょうみたいなことを発信していくというような考えでよろしいのでしょうか。
- 坂本特命担当部長 はい。
- 森本委員 あと、ひばりが丘と谷戸の一体的運営というのは、方向性としては、結局、どちらもなくさないわけですね。もともと、最初のスタートとしては、適正配置という部分では、どこかを削っていかなければいけないのではないかということからスタートしたと思うんですけれども、結果としては、削らないという話になったということからよろしいのでしょうか。
- 坂本特命担当部長 現状、私どもで検討している中では、いずれかの館を廃止するということとは想定しておりません。
- 森本委員 ありがとうございます。
- 宮田委員 虐待についてなんですけれども、まず、言葉上の質問からしますが、3ページの（1）なんです、「学校は児童虐待について管理職に報告し」と書いてあるんですが、管理職とは誰なんでしょうか。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 この場合、管理職というのは、校長、副校長としております。
- 宮田委員 そうすると、「学校は」というのは誰なんでしょうか。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 「教員は」ということなので、訂正させていただきます。
- 宮田委員 それなら言葉がわかるから結構なんですけれども。  
それから、今後の対策の方向性なんです、（2）の「組織的な対応を図る」というのは具体的にどういうことですか。
- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 まず、定時の情報共有ができる場として、児童虐待に関する情報を情報共有する（仮称）校内児童虐待防止委員会というものを全校に設置いたします。その中で、最低月2回以上、児童虐待防止に関わる情報交換を行って児童

虐待の防止を図るようにいたします。また、児童虐待に関わる情報提供があったり、あるいはそのことをキャッチした場合には、この委員会を中心に対処を図って、1人の先生だけが対応するのではなくて、この児童虐待に関わる委員会のメンバーが中心になって複数で対応を図っていくということを今想定しております。

- 宮田委員 その前に、現実起こったことですが、児童虐待のことを学校や何かが知らせたりすると親が学校に来させなくなるというようなことが起こって、逆にその情報が途絶えてしまうことが心配なんです。現在、児童相談所など、虐待防止のための公的な組織があるわけですので、学校にいつも児童が来られるような状況で、いつもウォッチングできるということが大事ではないかと思えます。なまじ、対策委員会を立てて親と折衝したりとか何かを学校がやり出すと、今度は先生のほうも大変になって、このぐらいのことだったら大したことではないからやらなくてもいいのではないかとか、そういう逆作用が——あまり現場に過重なことをどんどん押しつけるようなことをすると、今回もそうだったわけですが、個人的な判断が起こって、そういうことを低く見てしまって、ちゃんと知らせないとか、そういうことが起こる可能性があると思えます。

学校は現場から情報を知らせるポイントに徹して、もちろん陰では協力することは当然ですけれども、あまり学校が、さっきおっしゃったように、一義的な委員会をつくって対応するというような実質的なことをやると、かえって問題を複雑化させたり、公的機関との関連はどうだとか、いろいろな問題が出てきて、どっちの責任だとかということまで含まれてくるような気がするんです。情報を出すところに特化するほうが、実態をいつもウォッチングして知らせることにつながって、最終的には尊い命を救う、ないしは大きな被害にならないようにすることにつながる気がするんですが、その点はこちらの委員会としてはどういうふうにお考えでしょうか。

- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 今、宮田委員から御意見をいただいたように、学校あるいは教育委員会としても考えておまして、まず、学校に寄せられるさまざまな情報の中で、虐待として報告するかしないかということ個人で判断してしまうと判断に迷うことがあるので、今、宮田委員がおっしゃったように、情報提供する際に、きちんと複数で判断できるような、情報提供をするための委員会というか、話し合いが持てるための組織であるというのが1点。それから、子ども家庭支援センター等に報告をした後、学校としては情報提供するだけではなくて、どんなバックアップができるのか、どんなサポートをしたらいいのか、例えば今、宮田委員がおっしゃったように、学校としては、子どもが来られる環境をつくっていくことがその後の見守りにつながるといふ方針であれば、そのようなことをしていくと。子ども家庭支援センターや児童相談所の意見を聞きながら、学校として組織的に対応するための話し合いをする、あるいは対応するための校内組織をつくるということで、今考えております。

- 宮田委員 4ページの文章からは、私は十分そういう意がくみ取れないんですね。さっきおっしゃったような気がしたんですけども、何か組織をつくって、実際に学校が直接乗り出すようなイメージを持ったんですが、それはかえってまずいこともある。個人的な意見ですが、いわゆる社会心理学者なんかも含めて、もうちょっとよく練って学校に流さないで、それぞ

れの学校、それぞれ校長先生がそれぞれ自由な裁量でこういう委員会をつくると、また見逃しとか――。なるべく判断はさせないで、私は、事実だけを送ってもらうということが必要ではないかと思えます。

また委員会をつくって虐待かどうかを判断するとおっしゃったと思ったんですけども、そうすると、どんどん時間的にも遅れたりするので、できるだけ早く生データを知らせるようにする。まず校長に知らせることは当然ですけども、それを通して、委員会をつくってどうのこうのということが本当にいいのかどうか。そうすると、あれはちょっとまだいいのではないか、もうちょっと様子を見ていいのではないかとか、そういう慎重な意見が出てくると、なかなか実行ができなくなってきたりすると思うんです。今回の事件を通して、もうちょっとこの部分を詳細に記述しないとわかりにくいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

- 内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 今いただきました御意見をもとに、文言等を整理して、わかりやすく学校に伝えていきたいと思えます。
- 宮田委員 健康づくり優秀学校ということで表彰されて、大変うれしいといいますが、大変結構なことだと思っておりますが、今19校――もうじき18校になるんですが、田無小学校がどうして選ばれたのか。これを、中学も入れれば二十何校かに、田無小学校のようにやりなさいというように、普遍的に知らせることはお考えですか。表彰されました、大変結構です、オーケーですと、報告としてはそういうことで終わったような気がするんですが、私は、どこがよかったのかを明確にして、そういうニュースをほかの小・中学校に流して、こういうふうにやっていただくとまた表彰されることがありますというような、いいことはできるだけ皆さんに知らせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
- 宮坂学校運営課長 それでは、私のほうから、今回の表彰の要因と、それから今後の方向性といったことで答えさせていただきます。

御存知のように、西東京市は平成23年度から親子給食をスタートさせております。当該校におきましては、小・中合わせて1,000食以上を1日2回に分けて調理しているところでございます。こういった状況下において、平成22年度から配置されている栄養教諭を中心にいたしまして、本市における食育推進拠点校として先進的な食育に関する指導を実施しております。また、栄養教諭だけではなくて、各学級においても、食育について学ぶ機会を多く取り入れまして、学校全体で健康教育に取り組んでおります。これらの取組等の情報については、当校の栄養教諭を講師とした研究授業等を通じ、市内各校の食育リーダーへも情報の共有化をしまして、本市全体の食育に関する指導の底上げに貢献をしております。

具体的にどういったことかと申しますと、全学級での食育授業の実施、また、食育授業地区公開講座などを実施しまして、積極的に食育について学ばせ、学校全体で健康教育に取り組んでいます。また、毎日の給食のホームページへの掲載、給食レシピの配布、親子料理教室の実施など、家庭との連携の強化に取り組んでいます。また、市内農家、近隣レストランのシェフ、漁港漁場漁村技術研究所等の方々に授業に関わっていただいて、専門性がある、魅力のある指導を実施しています。こういったことは、西東京市からの推薦のポイントであり、また、表彰のポイントであったと理解しております。

○宮田委員 大変結構だと思いますので、是非普遍的に——。全部の給食に対してそうだから、将来的には、学校というよりも市が表彰されるべきで、そういう働きかけを都にもしたらよろしいかと思うんです。

○宮坂学校運営課長 以降もこのような取組を続けてまいります。

○森本委員 虐待に戻るんですけども、「学校は、定期的にアンケート調査や面談を行い、子どもの声が届く仕組みを作る」というふうになっていきますけれども、定期的なアンケート調査や面談の内容がよくわからないので、どんな形でやられていくのかということはあると思うんですけども、まずはその辺を考えていただきたいのと同時に、学校に言わなくてもこういうところがあるんだよというような情報提供をまめにしていきたいなと思います。

あと、それと同時に、体に受ける身体的虐待というのは先生方も見えやすいし、子どもたちも「やられた」という感じがあると思うんですけども、それ以外の性的虐待なんかはもちろんなかなか出てきづらいでしょうし、あと、心理的な虐待ですとかネグレクトなどに関しては、子ども自身も、それが虐待だと気付いていないことのほうが多分多いかと思うんですね。そういう意味で、こんなことをされたりこんなことを言われたりしたら、言ってもいいんだよ、あなたたちが悪いのではないんだよというようなことも、子どもたちにちゃんと伝えていって、そんなときにはこういうところに相談してみたいよみたいな情報を提供していただけたらいいかなと思います。それは、もちろん子どもにもそうですし、保護者に対しても——保護者の方は、特に育児放棄、ネグレクトに対する認識がとても薄いと思うんですね。例えば、朝御飯を食べさせないであるとか、あと、最近ですと、子どもを置いたまま何日も留守にしていらっしゃる御家庭などを見かけたりとか、あと、シングルの方が増えているせいもあるんでしょうけれども、夜、1人で子どもが寝ている状況が続くというようなケースが何度か聞かれるんですけども、そういうことに対して、何も事故がなければ、親もそれで、うちの子はちゃんとやっているから大丈夫みたいな認識を持たれていることが多いような気がするんです。

そういう意味でも、保護者にまず、そういうこともやはり虐待なんですよと啓発することと、あと同時に、保護者に対して、そんなときにはこんなところがありますよと。例えば一時預かりの方法とかもないわけではないので、そういうこと自体も御存じない方が多いと思うので、その辺は、子育て支援との連携もあるでしょうけれども、学校は学校として、学校で伝えられることはできるだけ伝えていただけたらと思いますので、よろしく願います。

○宮田委員 今の森本委員の御意見に関連してですが、「アンケートをとりました」といっても、どういうアンケートかが極めて大事だと思うんですね。難しかったり、身構えて考えてしまうようなものと、なかなか——。要は、「朝御飯を食べてきましたか？」とか「夜は1人で寝ていますか？」とか、易しいアンケートをしっかりとると。

実は情報は出ているんだけどよくわからなかったというようなことがないように、せっかく時間と労力をかけるんですから、アンケート内容をきちっと調べていただいて、場合によれば私たちにも見せていただいて、それでしっかり実行して、二度とこういうことがないようにお願いしたいと思います。

○内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 アンケートの項目や面談の仕方については、今後、校長会の意見を十分聞き取らせていただきまして、今いただきました御意見もお伝えしまして、どのような形がよいか決めていきたいというように考えております。

また、これまでも東京都や市のほかの部局が作りましたさまざまな配布物がございます。保護者会等で配布する際に説明をしている学校もございますが、さらには、児童虐待防止の意識啓発を図るために、ある学校では虐待防止の標語を保護者の方に募集して、100通以上の応募が集まったという学校もございます。そういったことが今わかってきましたので、そういった取組も広く学校に伝えるなどして、虐待防止に関する学校の取組、啓発活動等が全校で広がるように進めていきたいと思っております。

○高橋委員 私からも虐待についてなんですけれども、今後の対策の方向性というところを見ますと、学校はやはり現場で対応しなければいけない。教育委員会の対応として、ここに主に書かれているのは、研修の実施ということも大事なのかなと思うんですけれども、やはり研修が形だけにならないようにしていただきたいと思うんですね。研修を受けた先生方が、実際役に立ったと、非常にいいと思われるような研修を常に工夫して開発していくということがとても大事だと思います。場合によっては、私たちもその研修を受けてチェックしたほうがいいのかということも考えました。

それから、各学校と関係機関との連携の状況なんですけれども、やはりこれを見ると、「夜間や休日等には子ども家庭支援センターに連絡できないため、その時は直接児童相談所に連絡している」、それが状況なんでしょうけれども、恐らくこれは、学校側にとっては不便なのではないかなと思うんですね。そういうふうには書かれていませんけれども。その下の「子ども家庭支援センターに連絡・相談した後、学校としてどのように対応したらよいか不安に感じることもある」。不安に感じていらっしゃって、実際はそのまま学校の中で手探りで対応されているという状況だと思うんですね。やはりどうしても現場の一つ一つのケースに対しては学校対応に頼らざるを得ない場合があるので、そこを教育委員会としていかにきめ細かくフォローしていくのか。研修を講じるということも大事なんですけれども、現場をいかにフォローしていくかということ、学校側とよく連絡をとり合って対応してあげていただきたいと思っております。

それから、先ほど森本委員や宮田委員がおっしゃっていましたが、学校の中で委員会をつくるというのは、今までも不登校の委員会とかがあったと思うんです。そこで上がってくることもあるんでしょうけれども、やはりいろいろ難しいことよりも、先生方には、とにかく子ども目線で、子ども一人ひとりをよく見てほしいということなんです。保護者のことはこの次でもいいので、子どもたち一人ひとりをじっくり見てあげてほしいということです。子ども対先生、1対1で面談をして、面談の方法もそうですけれども、そこで子どもをよく知るということが一番大事だと思うんですね。子どもがある程度大きくなってしまえば、アンケートに書く先生からアプローチがあるから、わざと書かないこともあると思うんですね。そこをいかに拾っていくかということを考えていかないと、結局、表面的なことだけになってしまって、同じことをまた繰り返してしまうということになりかねないので、これでもかというぐらい細部にわたって検討していただきたいと思っております。

○内田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 研修の内容については吟味を重ねて、研修の内容がきちんと教員一人ひとりの身になるような内容になるよう努力してまいります。

それから、教員が子どもとの関係性を高めて、子どもから相談を受けやすい状況をつくるだとか、あるいは、観察する目を高めて、子どもの小さな変化に気付くことができるように、そういった教員を是非育てていきたいと考えております。そのために、そういったような教員の資質を高めるための研修も、あわせて工夫をしていきたいというように思っております。

○宮田委員 高橋委員がおっしゃるように、5年生とか6年生とか、ある程度知恵がついてくると、アンケート自身にもバイアスが入って、答えないということもあると思いますので、その辺のところも含めたアンケートづくりも必要でしょうし、それから、やはり第一義的には先生の目だと思うんです。毎日同じ下着で同じようなものを着てくるとか、そうすると風呂に十分に入れてもらえないのではないかとか。そういうものは、子どもがそれぞれ元気に快活にやっているからといって、それでオーケーではなくて、着てくるものとか、いろいろな行動まで含めた先生の目を肥やすといえますか、そういうことも十分研修に盛り込んでいただいて、後で、実はそうだったと言っても遅いわけでありますので、それを情報としてちゃんと流せるようなやり方にするにはどうしたらいいかということをご皆さんでお考えいただきたいと思うんです。

「（7）教育委員会は、児童虐待に関する子どものサインや教員の小さな気付きを学校全体で共有する仕組みを校務支援システムの中に構築し、校内における未然防止策の充実を図る」という文言は、抽象的なんですけれども、恐らくそういうことも含まれているんだろうと思うんですが、もうちょっと具体的に、誰が聞いてもわかりやすい言葉で書いていただいたほうがよろしいのかなというふうに思います。是非よろしくお願いします。

○米森委員 あわせて、7の（10）で「研修」とありますけれども、やはり今回の教訓としては、子どもの変化を見逃さないで、それをすくい上げていくということだったと思いますので、今、高橋委員とか宮田委員もおっしゃったように、トータルな教員力を高めるような格好でやっていただければありがたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○森本委員 図書館の評価のほうですけれども、私自身は、西東京市の図書館はすごくよくやってくださっているなと思って、今回の評価を見ても、ほとんどA評価がついていてすばらしいなと思っておりますが、ごめんなさい、質問なんです、8ページのところの「児童書や児童の読書に関する質問にお答えします」の中で、「児童サービス担当職員が未配置館については」という文章があるんですけれども、こちらの児童サービス担当職員というのは、行けば、ちゃんとその方だとわかるようになっているのでしょうか。

○奈良図書館長 今、児童担当の職員はネームのところにつけようかという検討はしておりますので、近い将来、わかるように――。

○森本委員 今はそうではないと。

○奈良図書館長 はい。

○森本委員 できたら、そういうふうにしていただけると、そういう人を探して頼っていけるのかなと思うので、よろしく願いいたします。

あと、もう1点、「おはなし会の運営は、ボランティアグループ間の調整を含め、図書館



側のイニシアティブの下で進めていただきたい」というふうになっていますけれども、今現在は、図書館がイニシアティブをとれていないということなんでしょうか。

- 奈良図書館長 おはなし会ボランティアは3年ほど前から養成を始めているんですが、従来のボランティアとの関係を担当者がまだはっきり示していなかったのが、今後それが課題ということで、今年の年度末にも、総会のような形で皆さんを集めてお話ししようというふうに予定しております。
- 森本委員 ありがとうございます。
- 宮田委員 森本委員の質問の続きなんですが、児童担当職員がいるのはすごくいいんですけども、ネームプレートをつけても、一般の来館者は児童担当職員がいるということはきっと知らないと思うんですね。だから、「小さいお子さまには児童担当職員が御相談に応じます」みたいなものを大きく書いておかないと、現実には誰も聞かないと。我々が行っても、事件みたいなことが起こらない限り、名前は一々見たりなんかしないですね。ですから、図書館サービスとして、そういうことをあらかじめ見やすくしておくのと、ますます便利な図書館になるのではないかと思うんです。
- 奈良図書館長 ホームページなどには子どものコーナーがありまして、そこに書いてあったり、「絵本と子育て」のときにチラシと一緒に話ししたりということがありますが、もっと周知が徹底できるように――。
- 宮田委員 現場にね。
- 奈良図書館長 はい、わかりました。
- 竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上で日程第3 報告事項を終わりといたします。

---

- 竹尾委員長 日程第4 その他、を議題といたします。教育委員会全般につきまして御質問がありましたらお受けしたいと思えます。――質疑を終結します。

以上で日程第4 その他を終わりといたします。

---

- 竹尾委員長 次に、日程第2 議案第40号 西東京市公立学校職員に関する措置等については、個人情報に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 3 時 04 分 休憩

午後 3 時 33 分 再開

- 竹尾委員長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして平成26年西東京市教育委員会第12回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 34 分 閉会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員